

風水害等の「警報」発令時及び大規模地震にかかわる 生徒の安全確保について

1、風水害等の「警報」発令に関わる対応

午前6時の時点で、横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に「特別警報」（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため全市一斉に「臨時に休業」の措置を講ずる。

- ① 全市立学校は一斉休校になります。原則として、学校からの連絡は行いません。各家庭で安全に過ごしてください。
- ② 午前6時以降に「警報」が解除されても、その日は「休校」となります。
- ③ 部活動など諸活動も中止です。遠足、自然教室、修学旅行などの校外学習も、原則として延期または中止します。ただし、目的地に警報等が発令されておらず、出発を遅らせる等の措置により安全が確保できる場合は、学校の判断により実施する場合があります。

登校後に「警報」が発表又は、「避難勧告」が発令された場合は、各学校や地域の現状に応じて、適切な措置を講じます。

- ① 生徒の安全確保を最優先に、学校の判断で状況に応じた措置を講じます。
- ② 授業を繰り上げて一斉下校させるなど、予定を変更する措置をとる場合は、メール配信・学校ホームページで連絡します。

※上記「警報」が発令されていない場合、原則として「登校」することになりますが、午前6時以降に上記「警報」発令が予測されたり、居住地によっては、土砂崩れや河川の氾濫等で登校が危険であることもあります。保護者の判断で登校時間を遅らせる等の措置をお取りください。その際、学校へ必ずご連絡ください。（「欠席」「遅刻」の扱いとはしません。）

2、大規模地震発生に関わる対応

「横浜市内のいずれかで震度5強以上の地震を観測」した時

- ① 在校時の場合には授業を打ち切り、保護者が学校に引き取りに来るまで、生徒を学校に留め置きます。
- ② 登下校中の場合は、学校か自宅の近い方に避難します。（自宅に保護者がいない場合は、学校に避難します。）
- ③ 在宅中の場合は、学校は休校になります。

「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された時

- ① 学校は原則通常通りです。
- ② 地震発生の可能性が相対的に高まった時も学校は原則通常通りですが、横浜市教育委員会からの指示により、「全市一斉休校」とする場合があります。また、指示がなくても中学校ブロック等で、登下校見合わせ等の判断をする場合があります。

「津波警報」「大津波警報」が発令された時

- ① 授業を打ち切り、「本牧山頂公園」に避難します。その後警報が解除され、校舎等の安全が確認でき次第、学校に戻ります。校舎が使用できない状況の場合、山頂公園に留まります。
- ② 保護者は、ご自身が避難した上で、「警報」解除後に、避難場所（学校、または※山頂公園管理等付近）に迎えにきてください。迎えがあるまで生徒を預かります。 ※山頂公園での避難場所については、被害状況や地域住民等の避難状況により、移動することも考えられます。

大規模地震に当たらない地震発生時においても、次のような場合は、生徒を留め置き、保護者引き取りとします。

- ① JR根岸線、みなとみらい線、学区を通る市営バスが運休し、再開の見込みが立たない場合
- ② 学区内に停電や火災が広がっていて、帰宅させることが危険である場合

☆「生徒引き渡し・緊急時連絡カード」について☆

カードをご確認の上、下記の通り、よろしく願いいたします。

- ① 大規模地震発生時に「緊急時連絡カード」または「保護者携帯用カード」をお持ちください。学校で保管しているカードのコピーと照合いたします。
(どちらのカードもお持ちでない場合には、保護者または代理人の確認のために、身元の確認ができる別の証明書を見せていただく場合があります。)
- ② 「保護者以外の引き取り者」については、親戚関係にある方でなくても記載できます。なお、緊急連絡先になっていることをご本人に必ず伝えておいてください。
※ カードの『保護者以外の引き取り者』に名前が記されていない方には、生徒を引き渡すことができません。年に一回行われる訓練の時も同じです。
- ③ 新年度ごとに、新しいものを作成します。